

気象警報が発令された時の対応について

午前6時の時点で、下記の警報が発令中の場合は、自宅待機とし、同日午前8時時点までに解除されない場合、その日を臨時休校とする。なお、同日**午前8時**までに警報が**解除**された場合は、**5限**からの授業を行い、登校日とする。

午前6時以降において警報が発令された場合は、自宅にいる生徒は自宅待機とし、登校している生徒は学校の指示に従うものとする。

1. 警報の種類

「大雨」 **「洪水」** **「暴風」** **「暴風雪」** **「大雪」**
(「波浪」 「高潮」は該当しない)

2. 該当地域

「三木市」または「加東市」

3. 判断メディア

**テレビニュース・天気予報等、
気象庁または神戸地方気象台のホームページ**

ただし、「三木市」や「加東市」以外に居住地がある生徒については、「三木市」または「加東市」に警報が発令されていなくとも、居住地の警報が午前10時まで解除されない時は公欠とする。

◎定期考査期間中の場合

午前6時の時点で警報発令の場合、その日は**臨時休校**とし、その日に行われる予定の科目の考査は**最終日の次の日**に行う。

「三木市」や「加東市」以外に居住地がある生徒については、「三木市」または「加東市」に警報が発令されていなくとも、居住地に警報が発令されている場合、**公欠**とし、**再考査**を行う。